

## 長井市建設工事請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長井市契約に関する規則（昭和51年規則第6号。以下「規則」という。）第22条に規定する入札参加者の指名に必要な要件について定めるものとする。

(格付をする建設工事の種類)

第2条 等級格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事のうち、次の建設工事について行うものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 舗装工事
- (4) 電気工事
- (5) 管工事
- (6) 水道施設工事

(格付の方法)

第3条 等級格付は、規則第21条第3項の規定により指名競争入札参加者登録簿に登録された者のうち、長井市内に本店を有する者及び長井市内に支店を有し、当該支店において契約締結の権限を有する代理人を置く者（ただし、共同企業体は除く。また、競争性が確保されないおそれのあるときは、市内に営業所を有する者も含める。）について、各建設工事ごとに次の1号による数値に2号による数値を加算して行うことができる。

ただし、第2号の数値を加算する場合は長井市工事等指名競争入札参加者審査委員会に諮らなければならない。

- (1) 建設業法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査により算出された総合数値。
- (2) 別表第1に掲げる主観的審査事項の評定により算定した合計数値。

(格付の基準)

第4条 等級別格付の区分は、別表第2に掲げるところによるものとする。ただし、建設業の営業開始後24箇月を経過しないもの又は新規登録者は、原則として最下位に格付けるものとする。

(格付の保留)

第5条 審査申請書の提出に際して、第3条1項の数値が算定できないとき又は虚偽の記載をしたときは、格付を行わないことができる。

(発注の基準)

第6条 工事の設計金額に対応する等級は、別表第3に掲げるとおりとする。ただし緊急を要する工事及び特別な技術を要する工事、その他特別に必要と認める工事については、この限りでない。

(格付の有効期間)

第7条 格付の有効期間は、指名競争入札参加者登録簿に登録された者を指名競争入札に参加させることのできる期間とする。ただし、当該期間の翌年度に格付が決定されるまでの間は、従来の格付をもってこれに代えることができる。

(指名業者の選定基準)

第8条 指名業者の選定基準として、他から受注している工事の状況、最近の信用状況・経営状況、技術水準、当該工事に対する地理的条件、過去の契約履行状況等を鑑み、次の各号の基準により、指名が特定の有資格業者に偏しないようにすること。

- (1) 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における経営状況
- (3) 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術者適性
- (7) 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における安全管理の状況
- (8) 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における労働福祉の状況

2 指名業者の選定事務取扱については、別表第4に掲げるものによる。

(指名業者数)

第9条 指名競争入札における指名業者数は、おおむね次のとおりとする。

	建設工事の等級	指名業者数
(1)	A工事	7名前後
(2)	B・C工事	8名前後
(3)	その他の工事	7名前後

(要綱内容の公表)

第10条 公表は、第3条の基準については別表第1、第4条の基準については別表第2、第6条の基準については別表第3により行う。また第8条による基準については別表第4により行う。格付を行ったものについては指名競争入札参加者登録簿により行う。

(公表の方法)

第11条 公表は閲覧方式により執務時間内に総務課及び建設課内で行うものとし、併せてインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

附則 この要綱は、平成9年5月1日から施行する。ただし、別表第1の(2)については平成9年5月1日以降生じた事項について適用する。

附則 この要綱は、平成12年8月7日から施行する。

附則 この要綱は、平成13年4月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年4月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

主観的審査事項

(1) 市発注工事の工事成績（請負金額200万円を超えるものに限る）

①直前2箇年度における工事種別完成検査の成績の平均点（少数以下は切り捨て）を工事種別成績評点とする。ただし指名競争入札参加者登録簿に登録なる前年12月31日までに完成検査が終了したものまでとする。

②工事種別成績評点75点（以下「基準点」という。）を0点として、基準点を上回る1点につき5点、下回る1点につき-5点として、上限50点、下限-50点とする。

工事種別成績評点	数値
85点以上	50点
80点の場合	25点
75点	0点
70点の場合	-25点
65点以下	-50点

(2) 入札執行及び契約履行に係る負となる減点事項

指直前2箇年度（ただし、前年度は指名競争入札参加者登録簿に登録なる前年12月31日までとする）を対象期間とする。

事項名	数値
工事の延滞（1回につき）	-20点
指名停止等を受けた者（1月につき）	-15点

(3) 子育て支援の取り組み

内 容		数 値
常時雇用労働者数が101人以上	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、かつ就業規則において育児休業制度を規定している。	10点
常時雇用労働者数が100人以下	就業規則において育児休業制度を規定している。	

(4) 消防団協力事業所

内 容	数 値
長井市消防団協力事業所表示制度実施要綱に規定された表示証の交付を受けている。	10点

(5) 除雪契約

内 容	数 値
指名競争入札参加者登録簿に登録なる前年度において長井市と市道の除雪契約（作業委託、機械借上）をしている。	10点

別表第2（第4条関係）

等級別格付の区分

①土木一式工事

等級	総合数値
A	950点以上
B	800点以上 950点未満
C	600点以上 800点未満
D	600点未満

②建築一式工事

等級	総合数値
A	700点以上
B	700点未満

③舗装工事

等級	総合数値
A	800点以上
B	600点以上 800点未満
C	600点未満

④電気工事

等級	総合数値
A	600点以上
B	600点未満

⑤管工事

等級	総合数値
A	650点以上
B	650点未満

⑥水道施設工事

等級	総合数値
A	750点以上
B	550点以上 750点未満
C	550点未満

別表第3（第6条関係）

発注の基準

①土木一式工事

工事区分	設計金額（消費税含む）	指名等級
A	2,000万円以上	A・B
B	1,000万円以上 2,000万円未満	B・C
C	500万円以上 1,000万円未満	C・D
D	500万円未満	C・D

②建築一式工事

工事区分	設計金額（消費税含む）	指名等級
A	2,000万円以上	A
B	2,000万円未満	A・B

③舗装工事

工事区分	設計金額（消費税含む）	指名等級
A	2,000万円以上	A
B	500万円以上 2,000万円未満	A・B
C	500万円未満	B・C

④電気工事

工事区分	設計金額（消費税含む）	指名等級
A	500万円以上	A
B	500万円未満	A・B

⑤管工事

工事区分	設計金額（消費税含む）	指名等級
A	500万円以上	A
B	500万円未満	A・B

⑥水道施設工事

工事区分	設計金額（消費税含む）	指名等級
A	2,000万円以上	A・B
B	500万円以上 2,000万円未満	A・B・C
C	500万円未満	B・C

## 指名業者の選定事務取扱

区 分	指 名 基 準 の 留 意 事 項
1 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 長井市建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 市発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から市長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。</p>
2 指名競争入札参加者登録簿に登録なっ日以降における経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p>
3 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における工事成績	<p>(1) 長井市建設工事成績評点要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して60点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうか総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
4 当該工事に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち工事の状況	<p>工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 当該工事についての技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等、当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
7 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における安全管理の状況	<p>(1) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められたときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 市発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上の負傷者の発生がないこと等、安全成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>

<p>8 指名競争入札参加者登録簿に登録なった日以降における労働福祉の状況</p>	<p>(1) 賃金不払いに関する労働者からの通報が市長に対してあり当該状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適當であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p>
---	--